

# Shell Naturelle HF-E

## シェル ナチュラルレ HF-E

### - 生分解性油圧作動油 -

シェル ナチュラルレ HF-E は、生分解性を有しており、これまでの鉱油系作動油と比較して、機械から油漏れした場合でも天然のバクテリアにより生分解され、環境汚染を防止します。

シェル ナチュラルレ HF-E は、この生分解の特性により、森林や農場、河川、湖沼、海岸など、特に環境保全に気を付けなければならない場所での使用に適しています。

### シェル ナチュラルレ HF-E の特徴

#### 1. 環境保全に貢献します

シェル ナチュラルレ HF-E は、鉱物油系油圧作動油と比較して生分解性が優れています。

#### 2. 寿命が長く、機器のトラブルを防止します

シェル ナチュラルレ HF-E は、基油に合成油を使用し、また特別な酸化防止剤を添加してありますので、優れた酸化安定性を示し、油の変質・スラッジ生成を最小限度に抑制します。

#### 3. 高圧条件下で使用可能です

シェル ナチュラルレ HF-E は、耐摩耗性作動油としての高圧ポンプや、各種建設機械に使用することができます。

#### 4. 各種エラストマー材との適合性が良好です

シェル ナチュラルレ HF-E は、油圧機器に多く用いられるニトリルゴムやウレタンゴムなどのパッキン材との適合性に優れ、パッキンの寿命を延命させます。

#### 5. 生分解に関するさまざまな規格に合格しています

シェル ナチュラルレ HF-E は、生分解性に関するさまざまな規格に合格しています。

- ・OECD: OECD301B
- ・ISO 15380 HEES
- ・Swedish Standard SS 15 54 34
- ・USDA Bio-preferred program

#### 6. エコマークを取得しています

シェル ナチュラルレ HF-E は、自然環境にやさしいエコマークを取得しています。

#### 7. シェル ナチュラルレ HF-E 46 は可燃性液体類です

シェル ナチュラルレ HF-E 46 は、250 以上の引火点を有し、消防法で可燃性液体類に分類されるため、管理や取り扱いが容易になります。

油種	項目	密度 (15 ) g/cm <sup>3</sup>	引火点 (開放式)	流動点	動粘度 mm <sup>2</sup> /s		生分解率 OECD 301B (%)
					@40	@100	
シェル ナチュラルレ	HF-E32	0.918	246	- 42	32	7.1	> 60
シェル ナチュラルレ	HF-E46	0.921	322	- 42	46	9.2	> 60

\* 代表性状値は、商品の改定により予告せずに変更される場合があります。(2016-07)  
 \*\* シェル ナチュラルレ HF-E 46 は可燃性液体類です。

シェル ナチュラルレ HF-E の販売荷姿 : 209L ドラム

### 使用上の留意点

- ・機械および潤滑油を長持ちさせるため、新油をタンクに張り込む前に必ず装置のフラッシングを行ない、内部及び潤滑箇所を清浄にするとともに、使用中も異物が混入しないように機器のメンテナンスに充分留意してください。
- ・また、他銘柄との混合使用は油の性能低下をきたすことが考えられますのでできるだけ避け、止むを得ない場合は、時期をみて早めに一度全量交換することをおすすめします。
- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルプカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



**取扱上の注意** 下記の注意事項に従ってお取り扱いください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起すことがあります。 ・目に入ると炎症を起すことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起すことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で充分に洗うこと。
【保管】	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1